

アジアの目

21世紀の農業をめぐる最大の焦点は遺伝子組み換え作物と持続型農業の確立へと移りつつあるように思われる。もちろん食料の需給、安全保障といった重要な問題は存在しているわけであるが、需給と安全保障は言ってみれば量確保に還元される問題である。ところが食料大国アメリカでの遺伝子組み換え作物による生産が全体の半ば近くを占めるに至っており、同時に土壌流亡・環境汚染等による負荷で自然循環機能の低下が懸念されていることからもうかがわれるように、量の確保は質の問題と渾然一体となっている。このように需給・安全保障の問題は遺伝子組み換え作物や地力低下・汚染等の問題と切り離しては考えられなくなっており、世界の農業生産・貿易構造はより複雑な要因を増し加えてきている。

ご承知のとおり目下の欧米の新たな貿易紛争の種となっているのが遺伝子組み換え作物である。EUは遺伝子組み換え作物に関するEU指令を修正し、2002年までこの種の作物の販売認可を事実上凍結することを宣言したのに対して、アメリカはこれを「科学に名を借りた保護貿易主義である」として激しく非難している。一方で、ベルギー産の鶏肉、卵からダイオキシンが検出されたとしてアメリカはEU加盟国からの鶏・豚肉の輸入停止を決めている。こうした問題が次期WTO交渉での争点になることは確実である。

また、欧米は激しい火花を散らしながらもそれぞれに農業生産能力をキープしていくために熱心に持続型農業の確立に取り組んでおり、不安要因は抱えながらも農業の重要な輸出産業としての位置づけには変わらない。

こうした動向のあおりをまともに受けるのが、結局は我が国なり同様な生産等条件・需給構造を持つアジアを中心とした国々である。所得の向上にともない肉食が増加し食生活の洋風化が進行しているが、飼料・油脂等生産基盤の形成がこれに追いつかず、飼料穀物、油脂、小麦粉の大半は輸入に依存することを余儀なくされ、遺伝子組み換え作物等を受け入れざるを得ない構造が形成されている。

ところで我が国では今般成立した食料・農業・農村基本法と合わせて注目されるのがいわゆる環境三法といわれる「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」「肥料取締法の一部を改正する法律」である。付言すればさらに「持続的養殖生産確保法」も成立している。合わせて2001年4月から遺伝子組み換え食品について表示する方針も打ち出された。欧米に比較すれば大幅に遅れ、しかも一部を除いてひっそりと産み落とされた感なきにしもあらずではあるが、きわめて重要な措置が矢継ぎ早に打ち出された。これにともなって我が国農業の喫緊の課題は食料の質と量を掛け合わせた長期戦略の策定と具体的実践にあるが、これはまたアジア共通の課題でもあり、近隣諸国は我が国の動向をひとかたならぬ関心をもって注視しているのである。